

爲死を厭はず我れの體であるとも國の爲盡して止まず何爲れぞふとあしき人といはれて不忠の民にをはらんことを望まんや

如此て當よ予輩が彼等に對せんこと無用と思誤る人のあるればみならず彼等が惑論惑説の流毒へ彌々益々顯出で、逆賊さへあり其の左の一章を讀みて知るべし

拜啓貴下ハ林子平の苗裔か西野文太郎の子分かハ知らねども神僻否神狂として久米田口二氏に討論を求めて名を博せんと欲す陋亦甚矣スペンセル氏の社會學又ハダルウキン氏の進化論の一冊も讀みし者ハ三尺の童子も猶古代に神あきを知る神代の天七地五若くは八百萬神ハ古代西南地方より渡來したる蠻族の酋長のみ旗頭のみ立憲政体を行へる今日尙此の如き者を神ありと主張し觀と見て愧ぢざるは神狂に非すんば大愚不靈の輩あり少しく西洋の教育を受けたる者ハ皆天七地五輩は古代の酋長にして朝鮮又は其以南よりの渡來民たることを了知すれば貴下の如き神狂者流が感情に制せられて驅き立つを以て黙をるのみ世豈東洋の一孤島に無數の神あるを信する愚物あらんや尊命輩を神とせずとも我皇室は毫も威嚴を損せず吾人が皇室に忠誠あると社會生存の必要に出でたり敢て神狂輩の所謂神の裔又ハ萬世一系あるの故に非す貴下輩ハ如何に綱口の爲とは云へ釣名の爲とは云へ神癖病ハ爲と云へ感情の爲とは云へ逆賊たる〇〇〇并阿世小人等の書を迷信

し尊ハ神也と命ハ神也と主張せるハ狂か愚か我知らざれども獨り嘆ず貴下輩の如き者世よ多く生存する間ハ立憲制度の盛に行へるゝの期あきを吁迷語を新聞紙に廣告して其恩を天下に表白せんよりハ其廣告料を火災者にでも義捐せよ特に吏黨一派の名もあき中央新聞にのみ廣告するゝ是れ久米田口二氏を餌として貴下は虛名を博せんとし中央新聞は販路を求むるゝ非ざるか要するに皆小人鄙夫の事大丈夫君子の爲をべきことに非す貴下猛省するの良心あるか致此早々

本郷西片町十番地

四月二十二日

大久保芳治殿

如何ある人か是を讀みて寧と握らざる者あらんや彼れが天七地五と指したるハ無論我ハ皇祖皇宗あり其を西南地方より渡來したる蠻族の酋長のみ旗頭のみ何たる無禮ぞ殊に逆賊たる〇〇〇云々の如きに至りては予輩其の云ふ處を知らざるあり案ふに斯る逆賊等ハ彼の教育の基礎たる勅語を遵奉せすして方針を誤謬したる學術より養成し出だしたる一書生あり故よ萬世一系を尊ばず意中専ら共和を望めり予輩ハ近來大學中にある人々の論説の國體上よ聞りて是ハと傾かるゝが多かりき猶祭天古俗論を讀むに至りて彌々措置しげたきを感じ且つ久米邦武氏に相對し直言直筆討論上是非曲直を判定し大學の方針果して

彼等が論趣と同一ありや否哉をまでに糺明せんと要をる折から赤門道人と名乗りて斯る逆賊現出でたり赤門とハ果して何れの處々或ハ云ふ本郷の帝國大學赤門ありと道人其の門内に修學するの生徒あらざらんか衆目の見るところ當らずと雖も遠からじ予輩は彼等が精神を論殺し以ちて將來の逆賊を殲さんと欲するの情彌々切あり是を以ちて久米邦武氏ダ滯在の處を報道せん其の遲さに耐へず中央新聞第二千八百二十號の廣告欄内を以ちて一言を呈せり其ハ署しぬ

久米邦武君が旅宿を訪ぶ

大久保芳治

阿波禮久米邦武主よ汝身事い先に良からぬ事をら説出給ひてより清く明く直く正しき敏心の忠誠なる男子ハ誰もハ汝身事が所爲を忌惡まひ是ハや天朝を凌奉り大御國內を搔亂さむ端緒ども慨思ひ予芳治等不肖身にしわれども争でかもハ盡さゞらめやと家忘れ身持知らに參來て卒爾に討論の事をら汝身事と田口卯吉主と此の二人の御許に望申しき凡て今の大御世とあも思定めぬるかも今の人々を如何なる人々とあも見し明らめぬるかも何れの國何れの人の差別を云はず學術を研究めて最も愛たき智識を開き各もハ其國を固く守らひ其の勢力の富むが隨に他の國の境をさへに攻敗らまく欲せる時とこそ成行きけらじき然ればよ理を識り道を辨へたらむ男子は小竹の葉に置く露をかりだに其ヶ國の爲良からぬことハ筆にも記さず口にも云へず是より芳治等思ひけらく汝

身事と陸靈協へる同じ學の朋友等常にけに神典皇典をら説僻めて嘲諷ひ往昔の戎夷か云し大鷦島の驕言を正言の善事を讚稱へて横きの道にい履感はしめけむかも良からぬ方に煽動て唆しけむかも其は赤門道人あにと云へる逆賊等の現出でためる事實と汝身事等ダ説論へる趣旨と専ら同じ軌範にあるあれべぞかし何怜に悟りぬ今より後汝身等が意の隨に説曲げ説教へて赤門道人に等しき逆賊等が歳に殖に月に加えりたらむには國內を擧げて誰かは忠誠に盡さゞらき誰かは御國を護らふゞき其處に思ひ此處に慮へば芳治等殆に躬を剝き骨を碎かむ心地せられて慨くも將慣らしきことの極にあも然ハあれど汝身事ダ心中にハ良からぬことをし云ひつるども惡しき爲をし行ひつるとも思はしたまはで加茂川の臘月夜に唄ひ嵐山の花の曙に舞ひト安くト樂しけく在しはむかも然れば其の眼はも口以て良きことの證據を示し其の舞はも手以て惡しからぬ證明を記し速く世の中の人の惑を晴らさしめ給はでやあるレハ久米邦武主はよ争でかも問はて止むべき争でかも云へて止むべき

レハ久米邦武主ハよ久米邦武主ハよ

然るを久米邦武氏の如きハ幾日を経るも一回の報だにあし然れば急用旅行のこととに托して予輩ダ論鋒を避けたりと云ふべし如何に卑怯なる男兒あらずや

田口卯吉氏に關ることハ左の如し

未だ御面會申さず候へども學術上目今急務を要する件に就き書面拜呈陳れば芳治等今般君等ふ對して至急討論相試申度ことはれあり爲に態々出京罷在候但し討論の要點ハ

- 一 史學會雜誌より史海に轉載せられし祭天古俗說の序跋の趣旨
- 二 神道者諸氏と指摘せしハ果して誰れを稱せるやの件

三 古史の研究上言論著作等の範圍

- 四 義公が神代史を抹殺せし確證
- 五 神と人とは區分
- 六 古事記を疑貳ある件
- 七 阿世小人の解釋

右七點然して論會の席ハ當方より之れを設け廣告も亦當方より致し申すべく依りて先づ決行の日限を承りたく右御照會申進候也

明治廿五年四月十二日

日本橋區通二丁目三番地旅館

大久保芳治

田口卯吉君机下

追て本件に就き筆頭に訴へたる條々ハ逐一新聞紙上に掲載致し申度候間此旨御含みの事
右の照會狀に對する回答書は左の如し

尊書拜見仕候古史ニ關スル件ニ付小生ト討論御試ミ相成度趣ニ候處史上ノ事ハ口頭ヨリハ筆頭ノ方
正確ト存候間御異論之アリ候ハヤ御遠慮ナク御駁論ヲ賜リ度不文ナガラ御相手可仕候也勿々頓首

四月十一日

田口卯吉

大久保芳治殿机下

予輩ハ云ふ筆頭に訴へて事を論決せんこと人によりて或ハ可あり又人によりて或ハ不可なり田口卯吉氏
論書の如きハ敢て其の法に乗るところあることあじ争でか形の如き論者に對して予輩筆戰を望まんや故
に回答の意に隨ふことを得ず即ち左の照會を爲したり

昨十一日附の御返書今十二日到着早速披見致し候然る處君は口頭よりハ筆頭の方正確云々として芳
治等が望みを容れたまごす右ハ一應尤もらしきことは候へども敢て然らず何とあれバ凡て事を筆
頭に訴へて論ずるが如きハ頗る間接にして又主義論脉の多岐に涉り遂に勝敗の結果を見ること能ハ
ず爲に世人をあて五里霧中の間に沈淪彷徨せしむるの弊實際上に就きて往往是れあり其は君ダ先に

久米邦武君の論説を且つ賛け且つ辨じたる論文及其の駁論攻撃の各論各説即ち是れが確證と爲をに足るを云ふべきのみ虛心平氣以ちて深思熟慮候へ公平無私以ちて回顧反省候へ凡そ君等ダ論鋒其の針路の如き或ひ西に避け東に逃れ或ひ徒らに右を突き徒らに左を撃つ反対者へ又東西に追ひ左右に當る如此て幾年幾月の星霜を経んも空よ鐵槌尻に鐵砲争で一勝敗を決するの時機あるべき争いでかで論理確定正邪判然世人明察と云ふの曉を迎ふべき君或ひ未だ存知せざらんか公然決行せる討論會へ逃げんとするも逃ぐる能はず避けんとするも避くる能はず即ち之れを處置し之れを指揮し之れを判決するの會頭若しくへ幹事あればあり傍聴の公衆も亦直眼直耳論者の論果して逃げたりと聽かば即然逃げたりと評せん猶避けたりと視ば即然避けたりと評せんヒヤー～あらパノーハ～あらんノーハヒヤー～は會員の自由にして又會員が各自胸中には非善惡と勝者敗者と其の之れを認定れを思料し是に之れが意想を訴ふるハ相互の間質々愉快に候はずや要するに口頭と筆頭とハ是に之れが差を論じ併せて本件の結了如何んを推究するに筆頭即ち君と芳治等と筆戰せんに勝敗之れに判つものあく多岐之れを禁むるものなく又隨ひて世を益そること極めて寡し口頭即ち君と芳治等と直言直筆公會の壇上に對論し以ちて即場即席勝敗を判決せんにハ審に勝敗を判つものあり多岐を禁むるものあるのみにとゞまらず即ち世を益し惑ひを解くの功極めて多く候ハん其ハ道理の容を處にし

て又實際上敢て動かざる處ふ候也何を以ちてか口頭を不正確とあし筆頭を正確とあそり理り候ハん速然起ち即然奮ひ敢て芳治等ダ求めに應じて臨席候へ但し強て討論を不正確となし又別に厭ハれ候理由あとも候はんには重ねて討論の所望へ致し申さず否哉～此段至急御決答是れありたく候也

四月十二日

大久保芳治

田口卯吉君机下

右の照會状を見て彼れハ當惑せしものにや一時のダれの策零に無調法ある一首を寄せて回答にかへたり其ハ左の如し

御返事までよ

言の葉はちりやうせあむ敷しまのふみの林に道をこそ問へ

四月十三日

田口卯吉

大久保芳治様侍曹

予輩は未だ歌道に達せず故に餘人の詠みたる歌を強て判すること能ハざれども凡う彼れが歌の如き定格外ある調べは難めざるを得ざるありざりとて又斯る俗人に對してくたゞしく新古両調の格例などを引き難めんも中々に大人氣あきわざありと唯左の書をのみつかへして更に質問の旨を照會せり

歌もて御かへしづみにかへさせたまへりしに中々にこちへへこうこう然はあれどことばもこゝろも
いかにぞや思はれて鬼神はいも知らず芳治は泣かれずてなん天地はいも知らず芳治の動かずあん案
ふに君ヶ御歌

言の葉はちりこそうせめいへむへきみの林に道を問はん

と調ふるべき心がまくのにやわをかし芳治が十二日附もてゆらせに玄文のとづめに（何を以ち
てか口頭を不正確とあし筆頭を正確とあるの理り候へん速然起ち即然奮ひ敢て芳治等が求めに應じ
て臨席候へ但し強て討論を不正確とあし又別に厭られ候理由あとも候へんに重ねて討論の所望は
致し申さず否哉へ）と記せりしはいかに見そあへしたまひしやんかにうけとりたまひしや強ちに
討論を不正確とあさん理りもべらんにて其の由を委曲に云解きたまはざるしかをがにたい
(言の葉へちりやうせあん)とのみのばへたらんとて誰れかは見免して放ちやるべ然云逃げに逃げ
もとほり昔きのがれにのがれへしらふ君になんあれこそ芳治等たゞに捕らへて相論へんとはすあれ
ありとて又逃足の疾き君うああふそのわだやああみにくのふるあひやも贅鼻揮の氣ふはん
手力撓み鐵面皮の楯としらん敏心の思ひへつぱはてあんにはじとへそべなうこそ思ひはんべ
れ此の上へ一史學會雜誌云々以下七阿世小人の解釋以上すべて七款の論題を其がまゝ問題をもみて

公會の邊上に質問あしてん君をもやけへ出だへ一々答へてよ

四月十四日

田・口・卯・吉・君・机下

大・久・保・芳・治

右質問の請求に就きて、彼等何たる決答をも爲さず案ふる討論のことへ筆頭に托して逃げんとせしも質
問よと云ふに口なく走るに足あく其の返答にさへ困りしものにや更に何等のことをもひふことせず依り
て予輩は催促せり其へ左の如し

今回予輩が直接君と討論を決行せんこと固より私事に非ず即ち學術上大義名分の由りて闘る處何ぞ
學事に熱心ある者の須臾も悠悠姑息すべし理由候はんや然るに君は第一の照會狀に答ふるよ口頭よ
りへ筆頭の方正確云々の語を以ちてして更に求めを容れたまはず由りて予輩へ今回の討論の直接と
間接と其の比較上より結果の是非を解き猶終りに臨みて強て討論を不正確とあし又別に厭はれ候理
由あとも候はんには重ねて討論の所望へ致し申さず否哉へと懇切ある詰問を試み候よ君へ其の回
答として當に一首の歌を贈られたるまでにとゞなり然して一首の趣旨たるや言論を不可とあし筆戦
を可とあすの外敢て意あらが若し吃驚だとか瘡瘍だとか又へ臭蟲だと申をやうある故障の麻など
も候へんよへ詮あることを在もあくべ君が第二の回答書にへ予輩が第二の照會狀に對してへ口頭を不

可ありとあそ其の理由を詳細に陳べこたふべき筈に候へずや然して其を一言半句も述べざるのみあらず僅々口頭不可的の一首を贈るのみ猶且つ予輩が十五日の便を以ちて照會せし質問決行に件に就きては今十六日の正午十二時に至るまでも更よ何等の御回答も是れなし右ハ全體何故の遷延に候哉予輩ハ敢て其の意を了解をること能ひを願くば右決答遷延の不處置を默突猛省し迅速質問の會場へ臨席したまはん日時をト定の返翰郵送是ありたく先は催促斯の如くに候勿勿頃首

四月十六日

田 口 卯 吉 君 机下

右催促狀を見て彼等如何ある思ひをあせしか敢て答ふるところあし然れば彼等ハ獨り討論の所望をも容れず猶質問の請求にも應せず其の返答にさへ困じはてたるものありと予輩ハ是に勘辨をつけて懇切ある口書を認め更に演説のことを所望せり其ハ左の如し

舌 代

先般來度々御照會申上げたことは第一より直接の討論を決行せんことを申試みたれば君には其れを不可とせられ猶其の不可とせらるべき理由のあるまじきことを申出でたれば矢張り不可とせられて取合はア然れば質問をと所望すれば否とも應とも返辭をせられず凡そ君ばかりの人傑が今此

の場合に當りて斯ばかり逡巡且つ姑息の處置あるハ予輩何とも合點がやかまい君少しく猛省したま（抑も君は（神道者諸氏に告ぐ）と題して或ハ新聞に或ハ雑誌に何と記されしや（余と雖も憚りあがら日本國の一民なり國家萬一の場合よ於て瘡腕たりとも國家の干城たるに於て未だ必ずしも神道者諸氏の後にあらざることを期せるものあり）と記したるに非ずや定めて其の時染めた筆も未だ乾くまじ其の記載の墨色も未だ變じあい然れば君グ胸中にも未だ忘却せられまじ然しながら君グ（國家萬一の場合）と云ふたことハ實に干戈動搖の戰争ベカリを指して云へれたものか否さうではあるまじ何とあれバ君ハ太朝臣の表文中ある凶徒瓦解の義理を誤解して朝臣を阿世の小人ともし又（吾人何ぞ之を筆誅せざるを得んや）と云へれしにあらずや是れに依りて之れを思ふに君も文武不岐筆劍一途と聞ふことハ知りてゐるに相違なし然し君は外患内憂云ふからざる今日に際りて妄に異説を賣り漫に外侮を買はんとする者の沛出せし此の實證を目し又之れが爲に駁論攻撃の猖獗なる是等ハ國家萬一の場合と云ふ其の言語の範圍内に入らないなど、云ふ了簡ありや否哉すべて日本國の一民たらん者ハ言行克く一致しあけれど一人より延びて國家の全體を辱しむるものぞかし君が如く平常れ國家萬一くくと口實だらべを今や實際國家萬一と云ふの時來たれバ猫に覆面鰐に瓢箪逐々滑々不肖予輩が魯鈍極まる一本の舌刀ぐらめを避けんと鳴呼あらずや君若し此の愚篤

なる勧告をも容れず此の親切なる請求をも諾せますノ、因循姑息して討論をも厭ひ質問をも嫌ひたまはんやうあれバ予輩へ敢て予輩が開會せん演説の會場に君を招聘して君が特得たる論説を拜聽致したしせてハ此の所望ばかりだに承諾したまへや君

四月十八日

田口卯吉君机下

案ふに彼等ハ腹に一物あくして唯虚言を吐散らをまでの男兒あり
予輩か再三つかへせし書面の懇篤ある意にも拘らずの如き回答せり

拜復其後切迫の要事有之拜答遲延候處二回まで御催促の御書面を煩せり御健筆の段驚入候然しあがら小生の御答ハ過日二回申上候より外無之候歴史上の疑案は種々の書に據りて參照致し其上にて決すべきものにして口にて如何にベラ々申し候とて役に立ち不申候尊兄の御學識ハ未だ拜承仕らず候得共何れ此田口卯吉をやりこめ眞事實を世に表白し天下萬世の識者に技倅を示さんとの御覺悟にも可有之歟然らば十分に筆頭を以て尊意を示されたく小生亦た十分に調査の上に御返答可仕と存候右貴答まで如此御座候頓首

四月十八日

田口卯吉

大久保芳治殿侍史

再白右の主意付同一ノ御主意にて御申越の義ハ御断り相願度候也過日の拙作は御直と經て善く相成候段奉謝候然しながら貴下亦た何とか御返歌も可有之事と相待申候

右の回答書を見て何者が蠢愚なりと云ひざる者あらん何者が姦曲ありと云ひざる者あらん案ふべし彼等如き者をやりこめたるんとて世上何人か予輩を技倅ある者と云ひんやざる敖慢無禮なる者ハ田口卯吉氏其の人を除きて何者がある一回一顧よろまく祭天古俗論の序跋を見るべし且つ彼等は書面に就きて其の要點と順序とをさへ之れを見之れを知るの量あし姦愚にあらずして又何ぞ故に予輩ハ左の書面をつかはしたり

十八日附の御返書十九日到着正よ拜見然るゝ君ハ益々口頭を不可とあして筆戰を望まれ且つ予輩が送りたる數回の書面をも一々了解せられたるものと見え申さず何となれば（右の主意付同一の御主意にて御申越の義は御断り相願度候也）として最早今日の處にてハ原會のことときさへ煩惱く思ハれ候やうに申越され候是ハそもそも如何ある認見に候ぞや君幸ひに回顧候ハ予輩は第一に討論を望み第二に質問を求め第三に演説を請ふ然して第一ハ君と相論はんに筆頭を以ちてすべからざる深き理由のあればぞかし第二は第一を容れたまひざるが故ぞかし第三ハ第二の照會の決答遅延して應じた

まへん氣色の見なざるが爲ぞかし如此て正當に正理を慰みて研究し判断せられば假りにも最初より同一なる趣旨をくだゞしく請求に及びたる譯にては是れあく却りて君にこう同一ある趣旨をのみ反覆返答に及ばれたる譯に候はずや予輩へ茲に是れが論究を試みんと要モ

一大久保芳治ハ田口卯吉との討論を筆頭にせずして口頭にせんと望む其は何が爲なりや（成跡が云く田口卯吉ハ書上論理法ニ懐疑し久米邦武等が非を蔽へんとして水戸義公が大日本史編纂の事實を詐り又神代の事實上其の實否を論究せんとして太朝臣を誹る）苟くも成跡上判然筆鋒烟縦法を破り論理錯雜多岐に走るの質を顯彰する者は是れと筆戰すべからず（道理が云く狂猿ハ綱を厭ひ癪馬へからず癪馬の撃免すべからず法を破る者と對論せんか法を破らしめざるの律最も必要なり多岐に走る者と相諍はんが多岐に走らしめたるの法最も緊要あり）

一田口卯吉ハ大久保芳治が望ミを容れず求めに應ぜず請ふを諾せア單乎筆頭を可となし口頭を不可となす其ハ何が爲ありや（成跡が云く口頭よりハ筆頭の方正確ありと申答ふ）苟くも文壇に相對し相論ハん時破法誰れか之れを制し走岐誰れか之れを禁めん（道理が云く狂猿ハ綱を厭ひ癪馬ハ撃を諱む走らんと欲する者ハ多岐を望み破らんと欲する者ハ無法を好む）

一大久保芳治は田口卯吉に質問を求む其ハ何が爲なりや（成跡が云く田口卯吉口頭を不可とあるして

討論の望みを容れさればなり）

一大久保芳治は田口卯吉に演説を請ふ其ハ何が爲ありや（成跡ダ云く回答還延回答反覆回答理不盡）
一田口卯吉ハ大久保芳治に答ふるに討論と質問と演説と以上三個の別を辨せず單乎口頭不可的の趣旨を以ちて拒絶し且つ筆戰を望むのみ

予輩が君に對する今回の照會事件は是れまでの處即ち右に擧げたる鑑定證明の各點に外ならず然して君が單乎無主義口頭を不可とのみして拒絶せられ候ハ予輩頗る其の意を得ず然しあぐら假りに予輩が一步を譲りて君が望みの如く事を筆頭に訴へて質問を起さる君は果して論理を誤たず文法を錯さず多岐に走らず而も即答せられ候哉萬一即答をせざるか或は即答をも敢て予輩ダ満足する程の結論に價値を有せざるか凡り斯の如き不完全ある答果ある曉に際してハ君ハ更に一步を予輩に譲りて何時たりとも予輩ダ望みを容れんか求めに應じんか請ひを諾せんか否哉迅速御決答是れありたく候也

四月二十日

田 口 卯 吉 君 机下

かへじをとそゝのかされて劍の峰腰を

じめやん道こうあめれいざとよくちらなばらかに君が言の葉
經緯のたゞしを道につづきて翁が腰背うたびいかにせん

右の書面を見て彼等彌々屈服あし最早返翰の認めかたにさへ困却して徐々逃支度の用意を始めたり實に抱腹絶倒と云ふべし其の左の書面に據りて明らかあり

拜啓近日少々取調の爲めに在宅罷在り本日出社中央新聞一讀の處貴下にへ小生と辯論せんが爲に久米氏を追ひ京阪地方に御出張相成候趣に候得共小生亦た本月二十四五日の頃京阪地方に參り一週間程を費し歸京の心得に候此段豫め御含み相成度候頓首

四月二十日

田口卯吉

大久保芳治殿侍史

予輩の右の書面を見て其の卑法と破廉耻とに驚かざるを得ざりしあり大体予輩が今回百事を措き遠く山河を跋渉して出京せしゝ何の爲ぞ水戸發宿の當日即ち四月二日茨城日報へも廣告せし如く固より久米田口両氏に對して學術上鋒を舌戦中に交ふるの必要あるのみ然れば予輩の固より客にして彼等の無論主より主客互に禮あり客を措きて主怠に旅行せんは無禮あらずやさりとて又萬止むを得ざるの急件あるも出来せんふは詮なきこと然らば先づ其の急件の理由を陳べ然して首途に就くべきは世間一般の通法あり然

るを彼等更に其の旅行せざるべからざる理由を陳べず且つ謹辭をも呈せず凡そ斯の如き無作法者あるが故に皇室ふ對し國家に對し例の無禮とも爲したるあり如何に思むべき奴ばらあらずや故に予輩へ少しく彼等を誇めて左の書面をつかはせり

昨二十日附の御書翰今朝到着承れば君にも亦久米氏同様遠く京阪地方へ御旅行の思召あるよ玄質に驚入候抑も君等の何故左のみ不處置あるや何故左のみ卑法あるや何故左のみ破廉耻あるや予輩頗る其の意を得ず何とあれば事皇室に干渉し道國體に關係し會々予輩出京して直言直筆君等に相對し侃々正義是非曲直を論究せんと要を然るに君等の兎角事を左右にのがれて結局今日に極まりに及ぶ君等よろしく回顧候へ予輩は固より直接相對して討論せざるべからざる理由あるが故に其の理由を陳べて叮嚀反覆數回の照會よ及ぶ然して君は理不盡に間接の筆戦を望む然らばとて予輩一步を譲りて今や筆戦の端緒を開かんと其の照會狀を發それば該件に對するの回答はなくして（小生亦た本月二十四五日の頃京坂地方に參り云々）との郵信を爲そ是れ果して何等の謂ぞや世俗の謂ゆる人を馬鹿に見るどい即ち此の事にこそ候はめ然し予輩の字内に耻ぢざる日本男兒何爲れぞ君等が爲に馬鹿わしらひにあつて空しく退申さんや是れより君等が後を追駆け追若き次第久米氏とは討論を口頭に訴へて之れを決行し君へは一應筆戦を試み其の當不當に由りて益々筆戦せんか或は口頭を以ちて即答

せざるからざる責めの有無をたゞさんか免も角も京都或へ大坂へ到着次第其の地名宿所等を詳細に御報道是あれりたし萬一本月二十八九日頃まで一過の御報道是れ久しう時へ君等ハ張々予輩にて耻ぢて相對ること能ひざるものと認定思料し若々進歩罪を糺すの方針を執り候間此の旨豫め御了諾に相成りたく候也

四月二十一日

田口卯吉君机下

案ふゝ彼等ハ予輩が糺罪に着手せんことを恐怖せしものにや左の書面をおこせり

小生儀京都市上京區鶴屋町姉小路上る終屋に止宿致し尙ほ三日間滞在の心得に御座候右御求に應じ御通知申上候但し新聞紙に御廣告の儀ハ固く御断申上候也

四月二十六日發

大久保芳治殿侍史

右ハ他日逃げたりと云ひれん其の口塞ぎの爲めにむこしたるまでの書面にして其の實矢張り逃げたるものあり其ハ予輩がつかひしたる左の書面の概要に就きて見るべし

四月廿六日發と認められ候御端書ハ京都郵便局ハ二十七日ハ便の消印又東京郵便局ハ二十八日ニ便

れなく此の旨希望に耐へず候也

四月二十八日

田口卯吉君机下

尙々御断りの御文意に隨ひ御書面は新聞へは載せ申さず候也

京都滞在中彼等は如何なる人に就きて如何なる相談せしか又自ら如何ある工夫せしか案ふに久米邦武氏も尻を塞げ田口卯吉氏も猶同斷ありと衆口に上らんも餘り面目あらざれば一人だけ先づ歸りたる方可あらんと是に一決して歸ることに定め歸りて後更に一策をめぐらしたものあり其ハ左の書面に據りて論あし

昨日歸宅仕候間此段及御通知候又た小生の論旨ハ經濟雑誌第六百八十九二十號の三號に詳論致し置き候御一讀を經ハ判然たるとを得べし歎右得貴意候也

(廿五年五月一日ヌ便)

田口卯吉

大久保芳治様侍史

經濟雑誌第六百八十九二十等の三號中に掲載したる彼れグ論旨は道生館の諸氏より受けたる論録の創辦を僅々縫合せたるまでの屁理屈にして予輩が摘要して討論し且つ質問せんと要する其の趣旨にハ参考するにも足らざるなり其ハ自ら己れの良心に質しても猶よく知るべきのみ若し又彼の論旨を以ちて予輩に満足を與へんと思ふの念慮もあらんにハ何故最初より東走西逃せずして之れを予輩に示し以ちて討論若しくハ質問を謝絶せざる是れ畢竟する逃げんとするも逃ぐるの途あく避けんとするも避けん餘地あく譬へば今や一刀両断と云ふの危険より迫り碎けし石佛の首級を持げて更ふるに之れを以ちてして我が首へ我れにたまへと云ふが如し石佛固より死物あり彼等固より死物に等し予輩何ぞ死物を追はんや

先づ左の一言を以ちて中央新聞第二千八百二十七號の廣告欄内に掲置きしなり

今や我が國國權の振へざるものハ何ぞ國威の治からざるものハ何ぞ文化の進むざる所以んか武備の充實せざる所以んか下情の通せざる所以んか國威の降らざる所以んか否文化日々進み武備月々充實

し下情歲に通じ德澤も亦時に降る然らば何ぞや曰く一種藪然の義氣不知不識の間々退却し自ら跋扈を招く所以んのもの則ち是れあり義氣をして退却せしめ且つ能く湮滅せしめんと欲するの甚しきものハ何ぞや曰く僻儒曲學此れを捨て彼れを取り柱げて皇祖皇宗の懿訓に背き力めて立極垂統の眞理を破る即ち是れあり看よ一般風を作し智巧の士は邪說を利し以ちて之れを使ひ姦詐狡黠の賊ハ邪說を資り以ちて之れを用る愚昧の民亦往往鼓舞眩惑せられ道義烟の如く消え鱗輪麻の如く素る喧呼曾て今一二旬を経一旦變不意に起らば誰れか君父の國を護らん門を開きて賊を揖し戈を倒にして後を拒ぐや明々白々廻々昭々看よ真備仲麻呂の文能く君を無みし國を辱しむ義時尊氏の武能く上を要し世を亂す皆又君父の君父たることを知らざればあり予輩は云ふ現時の僻儒努力君を無みし國を辱しむ其の弊其の害昔日の真備仲麻呂に過ぎずと豈に沈黙以ちて日を度るに忍びんや予輩ハ云ふ現時の曲學力々上を要し世を亂す其の證其の篤已往の義時尊氏に過ぎずと豈々因循以ちて世を輕るに忍びんや予輩ハ云ふ彼れ論を忌み議を厭ひことを左右に托して東西に避け南北に走る蓋し自ら其の非を非ありと知り自ら其の邪を邪ありと了り或は今日の極まりに至れるあらんか予輩は更に同胞と起ち兄弟と齧ひ公衆に訴へ正理に問ひ以ちて彼れが流毒を斷ち以ちて將來の美を圖らんと要を其れ足わる者ハ來たれ耳ある者ハ聽け口ある者ハ云へ今や國權の不振國威の不治要するに皆學術方針の不可

不當に是れあるのみ何を逡巡姑息の機あらんや

大久保 芳治 謹言

附言

此編原辨論駁議ヲ輯ムルヲ以テ主眼トス然ルニ此ニ掲載スルハ大久保氏ト久米田口ト両氏トノ間ニ往復スル書牘ニ係ル抑大久保氏ハ福岡縣ノ人ナリ祭天古俗説ヲ一見スルヤ齋然措ク能ハス家事ヲ抛チ直ナニ京ニ出テ、両氏ニ對シ質問討議ヲ試ミントス其照會數回ニ及フ終ニ久米氏ハ遠ク去ヲ京攝ニ逃避シ田口氏モ亦言ヲ左右ヲ托シ會晤ヲ謝絶シ答辨スルヲ能ハザル者ノ如シ嗚呼両氏ハ學者社會ニ對シテ河ノ面目カアル卑怯モ亦甚ト云ベシ今大久保氏其證明トスル所以ヲ書シテ寄セラル誠ニ同氏國家ノ爲ニ鞠躬盡力セラル、一班ヲ觀ルニ足ラン讀者之ヲ諒セヨ

編者識

文學博士重野君に問ふ

在廣島 藤 井 百 樹

疑ひしきハ博聞の士に就て質すべく先覺の人々に倚て明にすべし、先進ハ之に懇示して愈尊かるべく後進ハ之に就て益識あるべし、閣下ハ文學を以て重職にある人あり博識を以て尊位を占る人あり況んや文學博士の高榮あるをや、疑あるや閣下に就て質すべく閣下に倚て明にすべし、茲に余の閣下に就て質を所のものハ只々一小細々の學條あらず、國家の基本を打破し、皇室の尊嚴を冒瀆せむとする異端邪説のあらざればあり恐くも 皇祖ハ漂泊民ありと云ふ如きに至りては國民の分として蟻少の體ある者とて

も切齒扼腕之れを攻めざるものあらんや、如斯の説起るや之を厭排し之を撻斥して愚民の惑を解き斯道の罅漏を補苴するハ閣下の其職を有る所あり、然るを閣下の國史眼てふ書ハ 皇祖ハ漂泊氏ありと云ふ精神にて編纂せられたりと前帝國大學教授久米邦武氏が公言せり、余之を聞いて大に驚き斯る腐敗の脅心より胎出したる書の滿天下に流布するハ毒種を播きたる如し今之を拔除せんと如何ある蟲害をか起さん、虎列刺病撲滅をへし人心の腐敗醫そへからを然れども久米氏が云ひしハ自己の友を引かもとて造言せしか、新聞に雑誌に記載せるは或ハ謬聞か、一には國家の重基に關し一にハ閣下の名譽に係る、之を閻下より質されハ何をか閣下に問ふへとことあらんと去四月四日を以て左の書面を呈せり

拜啓御清適被遊候段奉欣賀候諸久米邦武氏が「神道ハ祭天の古俗」と云ふ論説に付倉持某等久米邸を叩きて問答せし始末書をみると高著の國史眼も 皇祖ハ外國より渡來し玉ひたりとの御精神にて編輯せられし旨答辨あり然らハ國史眼の精神ハ閣下等の御持説ありと心得てようしきや高説承り度ため不顧失禮呈寸書候頓首

四月四日

重野安繹殿

然るに四月七日付を以て左の回答ありたり

藤井百樹

御書面拜見國史眼の御質問の同書の文句に付御答可申候へ共 皇祖は外國より渡來し玉ひ云々は
全く國史眼中に無之事に候へば不能御答候此段御報迄勿々

四月七日

藤井百樹殿

右の回答を得て余ハ思ヘリカ 閣下斯るかぐろき腐れたる精神を以て指たる黒子丸ならむや國史眼
ハ余の至誠に太古より書き立てたるものと云ふあれと御回答あるべきをコハ未だ文意の通せざるならん
とて再び四月九日を以て左書を呈して不しき御答を得たり

芳書薰臘候處御異見更に相分不申候間再應御尋仕候固より國史眼中より 皇祖之外國より渡來
し玉ひ云々の文句ハ無之候得共同著者久米邦武氏グ國史眼の精神も茲にありと明言致し候に付閣下
も久米氏と御全説なりと心得候て可然哉久米氏グ國史眼も 皇祖ハ外國より渡來し玉ひたる者
との精神にも著したりと云ひしより閣下も久米氏と御同説ありと思惟せる事、疑念を起したる故御
尋考る譯に御座候條打返し御返事可被下候草々
追て閣下の御説久米氏と異りたりとあざバ久米氏か國史眼もコノ精神ありと云ひしハ全く虛妄あり
と信じて可然哉是亦御漏可被下候

四月九日

重野安經殿

國史眼に無之事ハ不能御答候段前書中述候通に候條以來此義に付御掛合有之候とも御答書不差出候
間左様御了知相成度候也

四月十三日

藤井百樹殿

小生ハこの御達を拜見仕りふくへしが脹れ益不審に思ひつゝ又々左書を呈せり

四月十三日付の端書致拜見候「國史眼に記載無之事ハ不能御答」云々されば閣下ハ同書外學事質議に
對する御教示ハ更に不相成義に候哉事細々なりせばよろし恐くも 皇祖ハ外來し玉へりなど云ふ
精神にて國史眼ハ編纂せられたりと云ふ如きに於焉ぞ閣下ハ之を默視すべけんや況んや之を閣下に
忠告し之が辨明を乞ひ高説を承らんとするにかいてふや然るよ閣下は「以來此の義に付御掛合有之
候とも御答不差出」云々の御回答をせられたり實に案外に候斯く國体に關する妄説の出來せば閣下
ハ疾く之を辨駁せられ且本件の如きハ喜んで御教示あるべきを却て疎せらるゝといひ愈以て不了解候
依て推考するに閣下の御説は國史眼編纂者の一人ある久米氏グ云ひし如く勿論久米氏と御同説あり

と了らるゝお至りされ共閣下にして斯る妄説は無之と思ひつゝ猶不判然に付尊意を推し再三申上候
條久米氏と御同説か否か久米氏の云ひしゝ事實か否か一行の御教示を拜度返信稅相添申上候勿々
追て御回答ある時久米氏と御同説と可相心得候

四月十七日

藤井百樹

重野安繹殿

斯く呈て翫首賞答を待ちつゝ四月も去りあむと謂らく閣下は公務に追られ返書を認むの閑暇なきなら
むと又一書を呈して促したりき然れども未だ御答あし如何ある故あらむ一は國家の基本に關し一は閣下
の一身上に係り一時も捨置く可らざる事件あるを等閑に附せらるゝ所以のものは郵便不通あらずんば門吏
の私せるあらんか御病氣あらずんば轉地旅行あらんか質ざれハ腹脹れ中途にて止むハ虫の屈せぬ性
あれハ既に先に照會せし全文を掲げ新誌に投して貴答を求むることせり閣下速に明悉教示あれ
因云星野恒氏も同件に付考証ある旨久米氏か云へるにより星野氏へ其考証論據の要承りたしと照會せ
し處星野氏「何歟の行違よ可有之同件に付てハ考証せしことは無之候」云々と四月十二日を以て返書せ
り茲によりて知りぬ久米氏ハ食持治体等を誑りたりしを

附言此篇ハ久米氏一派ノ學説淵源ノ端緒ヲ觀ルニ足レ因テ安藝津新報ヨリ抜録ス

明治廿五年五月十八日印刷
全
年七月九日出版

發行兼
編輯人

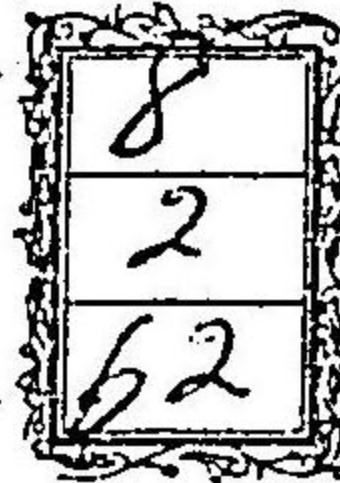
靜岡縣平民
下田義天

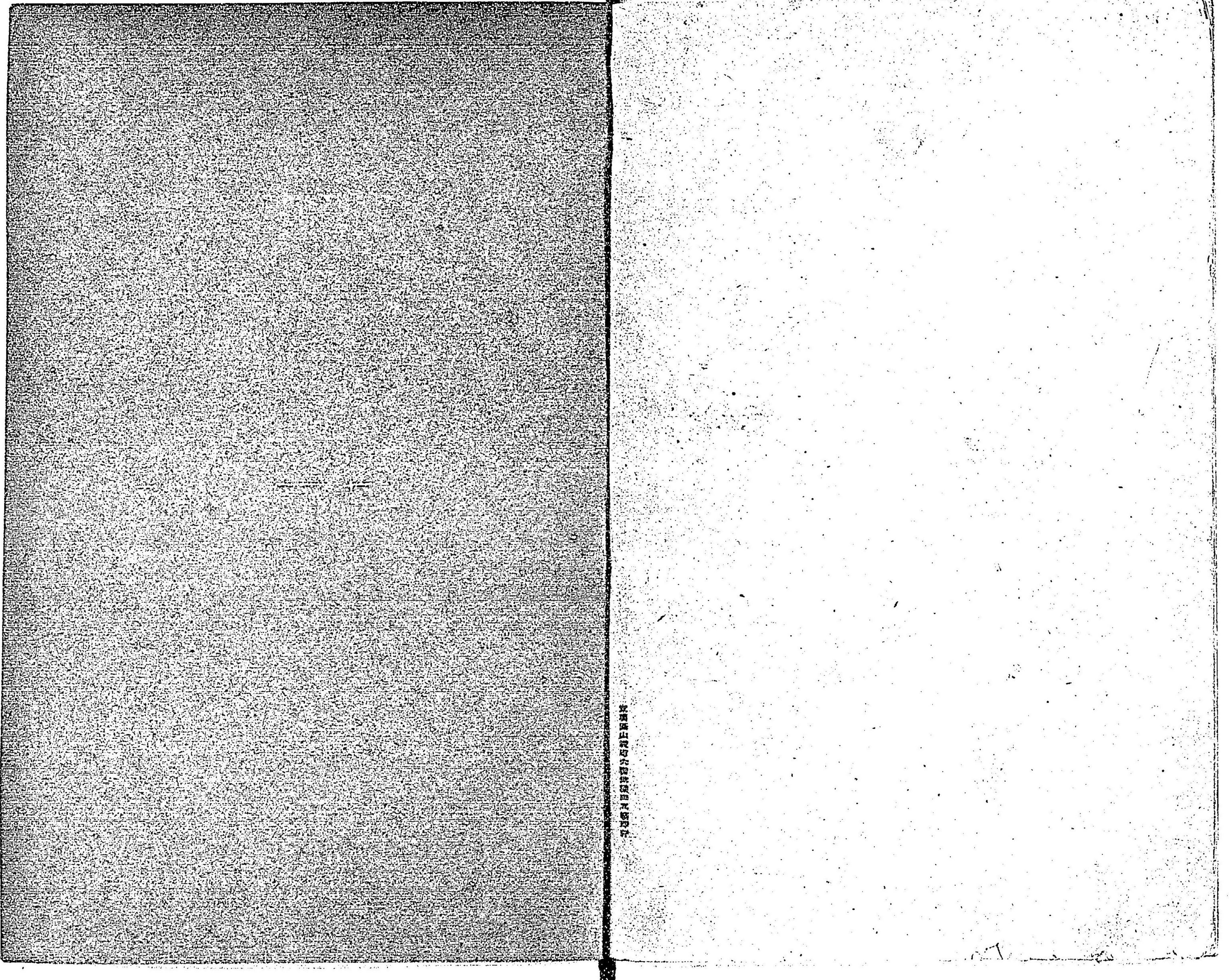
賴

三重縣伊勢國度會郡宇治山
田町大字古市百六拾五番地
寄留

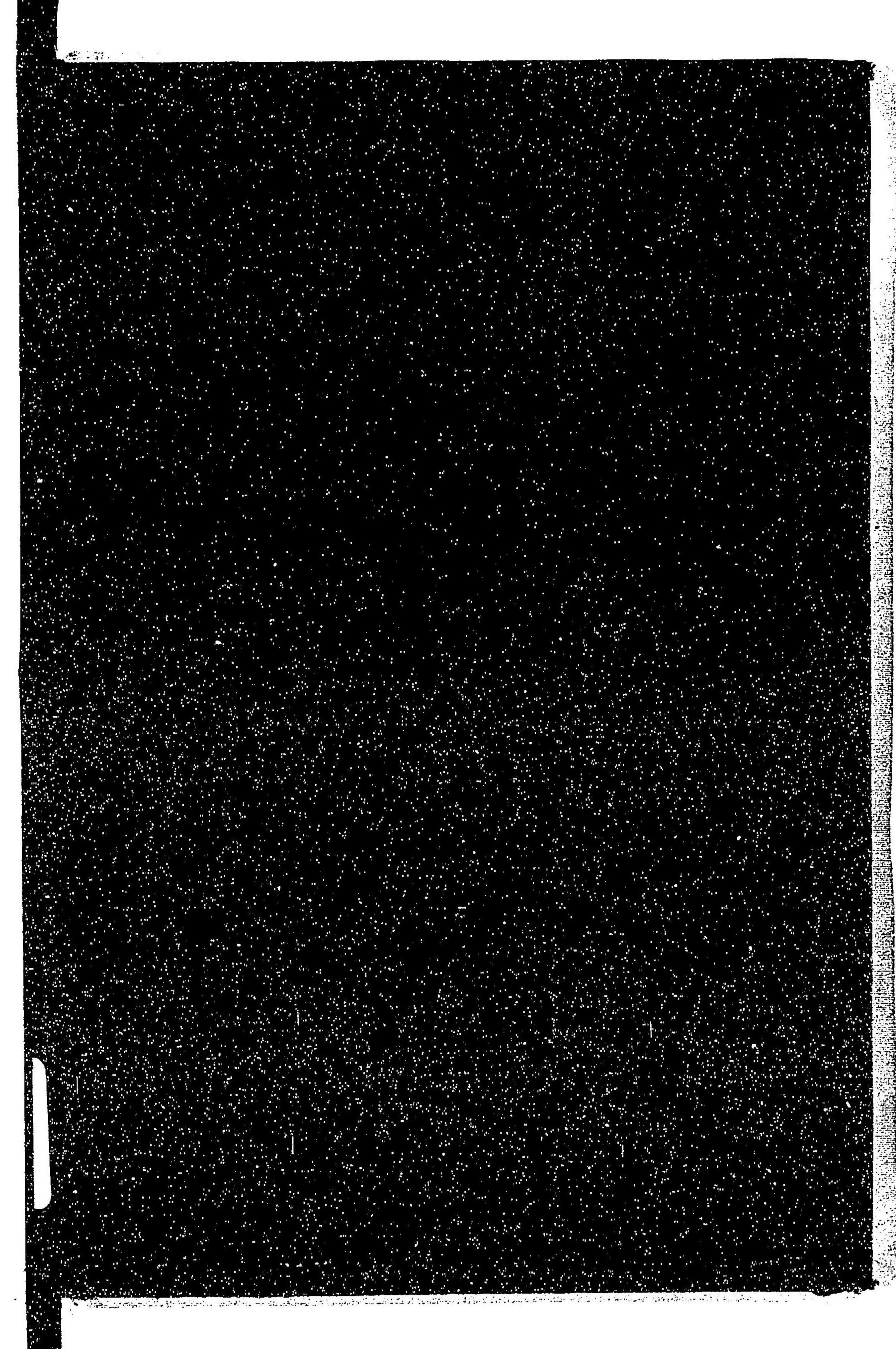
印刷人
伊賀川友一
山口縣士族

同縣同國同郡同町大字櫻木
町百八番地寄留





62



8

62

014063-000-5

8-62

祭天古俗說辨明

下田 義天類／編

M25

ABB-0319



